

「介護職員処遇改善支援補助金」のご案内

令和4年2月からスタート

厚生労働省は、令和4年2月から9月までの間、
介護職員の処遇改善を図るための「介護職員処遇改善支援補助金」を交付します。
また、10月以降は、臨時の介護報酬改定を行い、同様の措置を継続することとしています。

Q1. 補助金の額はどのように決められるの？

A1. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額を毎月算定・支給されます。
算定式の「加算減算」には、処遇改善加算と特定処遇改善加算分が含まれます。

ある月の総報酬
(〔基本報酬＋加算減算〕× 1 単位の
単価)

×

交付率

=

補助額

- これにより、標準的な職員配置の事業所で、介護職員1人当たり月額9,000円相当の補助金が交付されます。
- 事業所の判断で、介護職員以外のその他の職員の処遇改善に補助金を充てることができます。
その他の職員の範囲は、事業所の判断で柔軟に設定できます。
- このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況などによっては、介護職員の皆さま全員に対して、一律で月額9,000円の引き上げを行うものではありません。

Q2. 補助金の対象となる要件は？

A2. 以下の要件を満たすと、補助金を受け取ることができます。

◎介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること

◆令和4年2月サービス提供分からの取得が必要です。

◎原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること

ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、
令和4年3月分とまとめて2月分の賃金改善を行うこともできます。

- ◆◎の要件にかかわらず、令和4年2・3月分は一時金等による賃金改善も認めます。
- ◆令和4年2・3月分から賃金改善を実施した旨を記載した用紙を都道府県に提出してください。
- ◆令和4年2・3月分として見込まれる補助金額のすべてを、
令和4年2・3月分の賃金改善に充てる必要はありません（Q3をご参照ください）。

◎補助金の全額を賃金改善に充てること

かつ、賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等に充てること

- ◆ベースアップ等とは、「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引き上げをいいます。
- ◆「介護職員」の賃金改善総額・「その他の職員」の賃金改善総額のどちらも、
その3分の2以上をベースアップ等に充てることが必要です。
- ◆ベースアップ等に充てた額以外の分は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、
全体として、補助金の額を上回る賃金改善を行うことが必要です。
- ◆処遇改善計画書と実績報告書に、「月額の賃金改善額の総額」を記載してください。

Q3. 事業所内での補助金の配分方法は？

A3. 介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

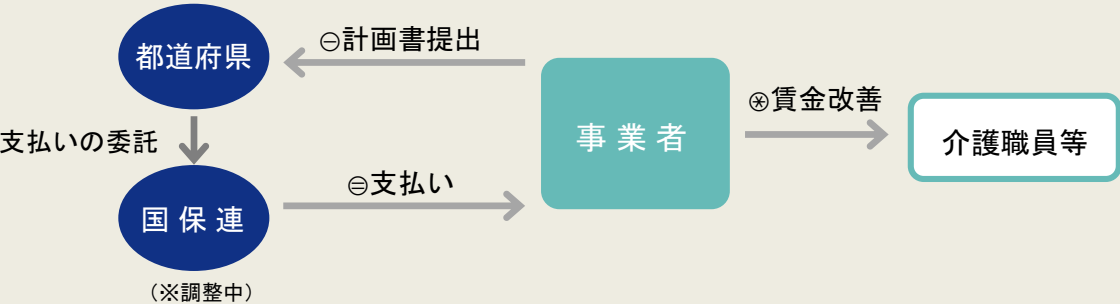
- 事業所で、介護職員だけでなくその他の職員の賃金改善にも充てる場合は、介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。
- 令和4年2月分から9月分の補助金の合計額を上回る賃金改善を行うことが必要です。（月ごとの賃金改善額がその月の補助金額を上回る必要はありません。）

Q4. 補助金の申請手続きは？

A4. 事業所が都道府県に対して申請を行います。補助金は国保連（※調整中）が支払います。

- 補助金を申請する場合、事業者は、都道府県に計画書を提出してください。
申請が認可されると、都道府県から支払いの委託を受けた国保連（※調整中）が補助金を事業者を支払います。
- 介護報酬関係で市町村に届け出を行うサービス事業者も、この補助金の届出先は都道府県です。
- 補助期間終了後、事業所は都道府県に実績報告書を提出する必要があります。（要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。）

申請から支払いまでの流れ



Q5. 補助金の申請・支払いスケジュールは？

A5. 令和4年2月に賃上げ開始の報告を行った後のスケジュールは以下の通りです。
補助金は、2～4月分がまとめて6月に支払われ、その後11月まで毎月支払われます。

令和4年					令和5年
2月	4月	6月	9月	11月	1月
賃金改善の実施					
		補助金の支払い			
賃上げ開始の報告	計画書提出	補助金支払い開始		補助金支払い終了	実績報告書提出

お問い合わせ先
厚生労働省老健局
介護職員処遇改善支援補助金コールセンター
電話番号：03-6812-7835

●●県●●局
●●課
電話番号：